

土井浩嗣著

## 『植民地朝鮮の勸農政策』

徳山倫子

本書は、日露戦争から世界恐慌までの時期を対象とし、保護国期・植民地期における朝鮮の勸農政策の形成・展開過程を解明することによって、近年議論が硬直しがちな朝鮮植民地農政の再検討を試みるものであり、特に技術普及と人材育成の観点から近代農学の導入・定着過程を描くことに主眼を置くものである。なお、評者の専門は植民地朝鮮の農業教育史ではないが、「日本内地との比較」という観点から本稿を執筆することを断っておく。

本書の序章「近代日本の勸農政策と植民地朝鮮」ではまず、植民地統治下の朝鮮でなぜ農業生産力の向上が実現したのかという問いに対する鍵として、勸農政策に着目すると述べられる(六頁)。続いて、植民地朝鮮の勸農政策について論じる前に、日本における勸農政策について整理し、松方デフレ下の農政では「消極手段」である「地租軽減」ではなく、「積極手段」である「直接間接ノ農業教育」が主張され、これにより農事試験研究機関・農業教育機関・農業団体がそれぞれ系統的に整備されたこと、そして、近代農学を基盤とした明治農法の成立とともに、農事改良の担い手は老農からこれらの勸農機関に移行したことが示される。次に、朝鮮における勸農政策についての先行研究の整理と課

題設定である。第二次日韓協約(一九〇五年)により日本の保護国になった朝鮮では、日本により急速に外部的かつ直接的に近代農学が移植された。先行研究では一九一〇年代の土地調査事業、一九二〇年代の産米増殖計画、一九三〇年代の農村振興運動についてそれぞれ論じられてきたが、著者は先行研究では植民地期全体を通じて農政を連続的に把握する問題意識や研究視角が希薄であることと、農事改良普及の土台となる試験場・農会・農業学校などの体系的勸農機構に関する研究が行われてこなかったことが問題であると述べる。植民地朝鮮の農業生産力向上の要因を、近代農学の導入・定着を図る勸農政策に求め、その形成と展開を明らかにすることを本書の課題としている(二六頁)。

第一部「植民地朝鮮における勸農政策の形成―一九一〇年代」は第一章―三章よりなる。第一章「併合前後期における勸農政策の移植過程」は、勸業模範場初代場長を務めた本田幸介ら駒場農学校系統の日本人農学者たちの朝鮮農業への認識の分析である。本章では朝鮮の人口密度の希薄さや未墾地の多さなどを理由に「未開地」イメージが流布され、日本人の農業移住先として提案されたこと、そして、日本の農業を模範とした農事改良を進めるために農事試験場や農業学校などの勸農機関の設置が構想されたことが明らかにされ、このような構想をもとに、一九〇〇年代に勸業模範場・農業教育機関・韓国中央農会が設立されたことが示された。

第二章「朝鮮における勸農政策の本格的開始」は、併合後の一九一二年に本格的に開始された勸農政策の方針と同時期の勸農機関の整備やその活動内容の実態と特徴についての検討である。本

章では特に朝鮮最大の輸移出産品の一つであった米に着目し、ただちにそのすべての実現が不可能であった明治農法のうち、農民への技術指導・普及と日本内地の「優良品種」の普及などが優先に行われたことが明らかにされた。同時期には勸業模範場・農業学校・朝鮮農会などが朝鮮の各道で設置され、朝鮮農村への「優良品種」の普及は公立の農業学校・簡易農業学校のみでなく、普通学校を通じても行われた。一九一〇年代前半には朝鮮農業の現実に直面する中で「未開地」イメージは消失したが、憲兵や警察を用いた「サーベル農政」同様の強制的な農事改良がしばしばなされたことや、同時期の勸業機構は依然として未熟な状態であったことも指摘された。

第三章「朝鮮における普通学校の農業科と勸業政策」は、日本内地の尋常小学校に相当する普通学校で一九一〇年代に実施された農業教育についての検討である。普通学校において農業科は必須科目ではなかったが、実際は農村部の大部分の学校で実施されていたことを示し、その背景には日本内地の高等小学校における農業科の定着と実業教育を重視する戊申詔書発布があると著者は分析した。普通学校の就学年齢は尋常小学校よりも高く八歳以上とされたが、実際は二〇歳前後の生徒も珍しくなく、青年層の生徒が大きな割合を占めた。そのため普通学校の農業教育では内地の高等小学校を参考に、農業実習による生産物の配布、一坪農業などを課す自宅実習、卒業生指導などが行われ、「終結教育」の場として人材育成が図られた。ただし、漢文教授を重視する私設の教育施設である書堂の根深さもあり、普通学校の就学率は低く、また、農業実習に対する朝鮮人の反発があったことも示

唆された。加えて本章では、朝鮮の実業補習学校の前史として簡易農業学校についても検討された。大部分の簡易農業学校は普通学校に附設された修業年限一年の学校で、短期間で農業の「担い手」を養成することが目的とされたが、生徒募集はうまくいかず、また、上級学校への進学や公官吏として就職することを望む卒業生が多かったため、本来の目的を達成することが困難な状況であった。ただし著者は、卒業生の農業従事率が三二・九%から四五・〇%に増加したことから、簡易農業学校の「地道な形」での貢献(一八九頁)を評価して章を括弧している。

第二部「植民地朝鮮における勸業政策の展開——一九二〇年代」は第四章～第六章よりなる。第四章「朝鮮農会令制定と勸業政策」は、三・一独立運動後のいわゆる「文化政治」のなかで実施された産米増殖計画について、これまでその重要性が評価されてこなかった農事改良事業に着目するとともに、「朝鮮農会令」に焦点を当て植民地朝鮮における系統的農業団体の整備について検討するものである。一九一〇年代より部門別の任意の農業団体が乱立していた朝鮮では、一九二〇年代に入ると総督府による農業団体の整備を前倒しする形で地方農会が設置され、一九二六年には「朝鮮農会令」が制定された。朝鮮農会では農事改良事業として購入肥料(金肥)を奨励し、農事改良低利資金の貸付が進められた。一連の事業による一九二〇年代の化学肥料の普及は、土地改良事業とともに水稲の生産力向上に繋がるものであったと著者は主張する。一方、朝鮮農会は日本内地の帝国農会よりも行政官庁からの統制を強く受け、中央農会と地方農会(道・府郡島)の間で活動の断絶が見られたことや、日本の町村に相当する面まで

には系統農会の組織化が徹底されず、内地と比較して農村・農民の把握が困難であったことも明らかにされた。本章では一九二〇年代の勸業機関の動向についても言及され、勸業模範場（一九二九年に農事試験場へと改称）では朝鮮独自の風土・気候に適した農業の模索が進められるようになった。また、一九二二年には学校の種類・系統・修業年限を内地とはほぼ同一にすることを定めた第二次「朝鮮教育令」と「実業学校規程」の公布がなされ、これによる農業学校は一九二〇年代を通じてわずかであるが増設されたことも指摘された。

第五章「産米増殖計画」と農業教育の再構築」は、第二次「朝鮮教育令」後の普通学校における農業科の位置づけと、実業補習学校を加えて農業教育が再構築される過程についての検討である。三・一独立運動後には普通学校の農業実習は肉体労働を強いることで朝鮮人の反発を招くという認識が抱かれたとともに、第二次「朝鮮教育令」で農業科は随意科目あるいは選択科目の一つとして規定されたことから、一九二〇年代の朝鮮の農業教育は衰退したという見方が通説であった。しかし著者は統計資料の分析から、農業科の加設が不可能であった四年制普通学校から、これの設置が可能である五・六年制普通学校へと移行することにより、農業科を加設する普通学校が増加していたことを明らかにし、一九二〇年代においても農業教育は軽視されていなかったと主張する。ところが同時期には、普通学校に就学する生徒の低年齢化が進み、農業教育・実習の水準が低下することとなり、従来のような「担い手」育成を目指した農業教育の役割は、内地の農村青年の教育機関として普及しつつあった実業補習学校に期待される

ようになった。著者は一九二六年における言説分析から、実業補習学校には俸給生活を望む者は入学すべきではなく、卒業生は「中堅人物」として農事改良を担うべきであると論じられていたことを例示するなど、朝鮮の実業補習学校における農業教育の重視を強調して章を括っている。

第六章「地域社会における植民地農政の「担い手」育成」は、一九二〇年代の江原道における農業教育と、京畿道における卒業生指導制度に関する事例研究である。江原道では、一九二六年の「普通学校規程」改正により四年制普通学校で農業科の加設が可能となる以前から、すべての公立普通学校で農業教育が行われていた。著者はこの背景には、江原道の普通学校は生徒の年齢が比較的高かったことがあると述べる。江原道には複数の実業補習学校が設置され、農業の「担い手」育成を目指した原州公立農蚕実修学校などの他に、女子を対象とする江陵公立蚕糸機業実修学校や、内地の「塾風」教育の影響を受けた鉄原公立農蚕実修学校などが設置された。ただし、朝鮮の実業補習学校の設置数は内地のそれより遙かに少なく、内地の乙種農業学校と同様のものと見なされており、実業補習学校の卒業生は上級学校への進学や官庁などへの就職を希望し、「担い手」育成は困難であるという意見があった。そこで著者は、実業補習学校の設置が進まない中で実施された、京畿道の普通学校における卒業生指導制度に着目する。普通学校の模範的な卒業生を選出して指導した卒業生指導制度では、理想的な「中堅人物」が養成されていると宣伝された。著者はこのような「美談」の提示が即、卒業生指導制度の成功を意味するわけではないとしながらも、同制度は実業補習学校や普通学

校職業科（一九二九年に農業科から改称）と並んで、一九三〇年代以降の「植民地農政の「担い手」育成の基本構造を形作つていく」（二三八〇頁）と結論づける。

終章「朝鮮植民地農政の確立」では、第一節で本書のまとめが行われ、第二節で一九三〇年代以降の農事試験場・農業教育機関・朝鮮農会についての概説が行われた。「農業は気候や風土から決定的な影響を受ける産業」であり、「日本政府や朝鮮総督府は、この（日本と朝鮮の…評者）違いを勸農政策による近代農学の導入で強力に乗り越え、農業生産力向上などの面で一定の成果を上げた」（四〇九頁）として本書は閉じられる。

評者が本書の意義を感じた点は以下の二点に要約される。第一に、朝鮮の普通学校における教育に関しては、国語（日本語）の普及・徹底というイメージが強く抱かれてきたが、農業教育も重要な位置を占めていたことを明示し、勸農機関としての役割を強く期待されていた諸学校の姿を描き出したことである。本書で引用された一九二二年七月の公立普通学校長講習会での宇佐美勝夫内務部長官による、「普通学校ハ大部分其郡ニ於テ唯一ノ学校ナレハ、其ノ影響ヲ全郡ニ及ホサンコトヲ努ムヘシ（中略）或ハ国語普及会ノ如キモナルヘク広キ範圍ニ於テ之ヲ行ヒ（中略）或ハ普通学校ニ於テ試作シタル種物苗木ヲ各面ニ配布スルカ如キ」（一六二頁）という発言は、これを象徴しているように思われる。

第二に、植民地朝鮮における農業教育について、農政と教育制度の双方からアプローチしたことである。近代日本の農村・農民を対象とした教育についての歴史研究は、農政との関わりは農業史

で、教育制度や文部教育は教育史でなされており、両者を架橋する包括的な研究は欠落していた。植民地朝鮮を対象として分野の垣根を越えた議論が行われた本書は、日本内地や朝鮮以外の植民地における農業教育史研究にも示唆を与え得るだろう。

一方で、教育関係法令・制度の解釈や引用については指摘すべき点も見出された。評者の目に留まった範囲で述べると、①一九〇九年四月の「実業学校令」により朝鮮に設置された実業学校について、「日本とは異なり、実業学校のうち二種類以上ヲ合シテ一校トスルコトヲ得」とされており、朝鮮での実業学校設立の促進が図られている（六一―六二頁）とあるが、これは誤りである。内地では一九〇四年三月に朝鮮に先んじて文部省令で「二種類以上ノ実業学校ノ学科ヲ一校内ニ併置スルコトヲ得」とされており（『官報』第六二〇二号、一九〇四年三月八日）、朝鮮ではこれに準じて定められたと解釈すべきであろう。

②第三章第一節では内地の高等小学校における実業科について、「小学校令」に即して説明がなされているが、内容が理解し辛い。著者は一九〇七年の「小学校令」改正により、「手工」が加設必修科目、「農業」「商業」が加設随意科目と規定され、一九一一年の改正で「手工」「農業」「商業」という実業科はすべて加設必修科目となった」と述べ（一四六頁）、これと関連して一九〇〇年―一九一八年の高等小学校実業科の加設数・加設率の推移を森下一期の先行研究（『普通教育における職業教育に関する一考察』『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』三五、一九八九年）に依拠して表にしているが（一四七頁）、この表では期間を通じて手工科の設置率は農業科より低くなっている。著者の説明から

は、一九〇七年時点では「手工」は必ず加設すべきで「農業」「商業」は随意であったが、一九一一年にはこれらの科目はすべて加設されるべきものとなったと読み取れ、表の内容と矛盾することになる。正しくは、一九〇七年の改正で「手工」「農業」「商業」を一科目以上課することされたが、同じ生徒が「農業」と「商業」の両方を受講することはできず、複数科目を受講させる場合は「手工」と「農業」or「商業」の組み合わせとされていたが、一九一一年の改正ではいずれか一科目のみの受講と定められた。

③ 江原道の農業教育と京畿道の卒業生指導制度について検討した第六章では、これらの内容の間に「普通学校における職業科の新設」という節が設けられているが(第三節)、本書の流れのなかで同内容がこの位置に挿入される意図が評者には理解しがたい。それに、普通学校における実業科目の名称が「職業」と変更されたことの意味についても、考察が不十分であるように思われる。著者は総督府資料や朝鮮の教育雑誌から名称変更の経緯について検討しており、あたかもこの議論が朝鮮独自のものであったかのような印象を読者に与えている。確かに、内地の小学校ではこの時期に実業科目の名称変更はなされなかったが、実業補習学校では一九二〇年の「実業補習学校規程」改正で「実業」から「職業」と改められていた(『官報』第二五一四号、一九二〇年一月一七日)。本書ではこの改正について言及がなされていないが、職業科への名称変更については、内地の実業教育界の動向も踏まえて議論されるべきであろう。

④ 本書で引用された日本内地・朝鮮の教育法令は、『朝鮮総督

府官報』などの一次史料(三一九頁注二二など)、『明治以降教育制度発達史』といった法令集(一九四頁注二二など)、先行研究からの引用(一三五頁注七一など)といった種々の資料に依拠しており、また、「朝鮮教育令」のような有名な法令については出典が明記されない場合もあった(二四一頁)。近代日本および植民地の教育制度は非常に複雑であり、特に植民地については詳細な法令集が存在しない現状においては、実証の正確性を保ち、かつ、読者の理解を促すためにも、可能な限り一次史料に統一して引用すべきではないだろうか。また、これと関連して著者は、一九三頁注二〇で「一九一五年(大正四)三月二五日の小学校令中改正により、(朝鮮の)評者 尋常小学校第五・六学年に土地の状況によって「農業」もしくは「商業」を課することが可能となった」と記述しているが、これの典拠がはっきりしない。管見の限りでは同日に「小学校令」の改正がなされたという事実を発見することができず、根拠となる一次史料を明記してほしかった。

最後に、本書の分析視角と方法に関して評者なりの見解を述べたい。本書で分析の対象とする作物はおもに米であり、人物としては農家の「担い手」となる男子青年層に焦点が当てられた。だが、本書冒頭では一九一〇～一九二〇年代の朝鮮では、米よりも棉花やいもなどの生産高が急増していたことが示されており(五頁)、米が主要な産物であることは間違いないとはいえず、「なぜ米に着目するのか」についての説得的な説明が欠けているように思われる。それに、一九一〇～二〇年代の検討を行う本書で、時期を隔てた一九三〇年代の米の生産高上昇を直接的に説明しようと

する分析視角は評者には理解しがたくもあつた。著者が示した数値に依拠するならば、同時期の朝鮮の農業・農村は稲作以外の領域、すなわち他の作物や副業領域においても大きく容容する最中であつたと考えられる。かかる観点にもとづけば、植民地朝鮮の農業・農村を理解するためには、勧農政策の成否を明確にすることに囚われるよりも、当時の農家経営や農民を重層的に捉え、農村社会のありようを描く姿勢の方が重要ではないだろうか。本書が勧農機関の活動は農政にとつて意義があつたか否かという議論に終始しがちであつたことは、評者にとつては遺憾であつた。

たとえば、本書第二章では簡易農業学校について、言説レベルでは進学や公官吏としての就職を希望する卒業生が多いことが問題とされたことを指摘しつつも、一九一三年と一九一八年のデータの比較から農業に従事する卒業生が増加したことを理由に、同学校の農政への貢献を評価している（一八八―一八九頁）。他方で第六章では簡易農業学校から制度変更された実業補習学校について、卒業生が上級学校への進学や官庁などへの進学を希望したという言説と、実業補習学校の設置数の少なさを理由に、これが低調であつたために卒業生指導制度が活用されたと読み取れる記述がなされている（三六一頁）。史料上の制約が大きいことは想像に難くないが、実業補習学校卒業生の進路の統計が示されないなかで「農政への貢献度」を安易に判断することは、評価基準の曖昧さを露呈することとなり、精緻な議論を欠いていると言わざるを得ない。さらに言えば、簡易農業学校の農政への貢献についての評価が妥当であるかについても一考を要する。というのも、学校側が卒業生の進学・就職要求への対策として、農家の後継ぎ

となる者（多くの場合は長男であろう）の入学を強く勧めるようになっていたとすれば、卒業生の進路の動向の変化は「当然の結果」であつた可能性が指摘できるからである。確かに、著者が述べるように、簡易農業学校は「近代農学の経験をもつた人材を農村に一定数輩出」（二九一頁）したという側面はあつたであろう。だが、農家の後を継ぐ長男と、次男以下を異なる学校に通わせるという就学慣行が定着しつつあつた日本内地の状況を踏まえると、朝鮮についても、就学状況と出生順位の関連を検討することは、教育歴が卒業生の進路にいかなる影響を与えたかを評価するためには不可欠な視点であると思われる。

また、農業後継者の養成は日本内地の農業教育機関でも目指されたものであり、これは農村における都会志向や学歴獲得による社会移動により、青年層を農村に留めることが困難になつていたことが背景となつていた。朝鮮で簡易農業学校や実業補習学校の卒業生が上級学校への進学を希望したということは、内地同様に学歴主義が浸透しつつあつたと考えられるが、本書ではこのような農村青年たちの要望に関しては、農業教育の普及を阻むものとして捉えられたためであろうか、考察は深められていない。他方朝鮮では、漢文教育を重視する書堂が公立学校の普及を阻むという側面も見られたが、このような動向は内地と異なるものであり、植民地朝鮮固有の現象として農村青年の教育要求を検討する意義は十分にあると思われる。本書では第六章を中心に地域社会における農業教育の実態を説明することを目的とした事例研究がなされているが、かかる視野に立脚し政策・制度分析のみで良しとしないのであれば、教育要求と勧農政策の意図のズレを率直に描き

出す方が、政策に対する農民の反応や実態を明らかにするうえで有効ではなかっただろうか。

加えて、本書の主な関心からはやや逸れるが、植民地朝鮮の勸農政策において、女子教育は低調であるものの、埒外に置かれたわけではないことは、評者にとって興味深く感じられた。本書では勸業模範場で開設された女子蚕業講習所や（一〇七頁）、一九二〇年代後半に設置された女子実業補習学校として江陵公立蚕糸機業実修学校が例示された（三四八頁）。また、江陵道では男子にも養蚕の授業が一定時間課されており（三四六頁）、農家副業として養蚕の普及が期待されていたことが示唆される。同時期の日本内地の一般的な農村では機業は衰退し、女子教育は裁縫教授が中心となっていた。農業教育に関しては養蚕も見られたが、農家経営の多角化のため園芸や家畜管理が重視されるようになりつつあった<sup>④</sup>。内地と朝鮮では生活形態や産業構造の差により、理想とされた農家経営のあり方は異なっていたであろうし、農業教育にもこのような差異が反映されていた可能性がある。

著者は、「朝鮮の貿易状況や朝鮮人の食生活を脇に置」（六頁）くことにより、農村の産業形態・農家経営のあり方や生活史的な側面を考察から排除しているが、植民地朝鮮の農業・農村のあり方については、「上から」の政策・教育と、それを受け止める農民側の双方について、議論の余地が多分に残されているように思われる。本書を読んで、農村青年を農業後継者となるべき人材として捉えるばかりでなく、農家の相続と教育要求、農家生活と副業およびジェンダーなどとの関連から議論を発展させられる可能性を感じた。無論、このような議論は本書の範囲を超えるもので

あるし、植民地朝鮮史を専門としない評者が抱いた朝鮮農業史への展望を述べたまでである。近代日本および植民地の教育制度は非常に複雑であり、制度分析なくしてその歴史を論ずることはできない。そして、都市と比較して農村の教育についての研究は後れをとる傾向もある。植民地朝鮮の農業・農村史ならびに教育史に関する基礎研究として、本書の貢献は少なからぬと想像する。今後の研究の発展を期待したい。

① 本書一八一頁表一〇によると、一九二〇年代後半の実業補習学校設置数は、簡易実業学校設置数と大差なく、朝鮮全土で一〇〇校に満たなかった。

② 跡取りとなる長男を農業学校に、継がせる土地がない次男以下を中学校に入学させ学歴を与えるという就学慣行が通説ではあるが、西日本では長男を中学校に入学させる「長男の教育優先権」説があったことが指摘されている（粒来（佐藤）香『社会移動の歴史社会学―生業／職業／学校―』東洋館出版社、二〇〇四年）。

③ ただし内地では、男子を対象に漢文教育を行う私塾が衰退したのに対して、女子を対象とした裁縫塾は存続する。

④ 日本内地の農村の女子教育に関する研究は低調であるが差し当たり、拙稿「都市近郊農村における女子初等後教育の展開―大阪府郡部の高等小学校付設裁縫専修科に着目して―」（『農業史研究』第四九号、二〇一五年）および拙稿「近代日本の農村女子教育における歴史研究の意義と課題」（『農業および園芸』第九二巻八号、二〇一七年）を挙げておく。

（A五版 四二七頁 二〇一八年七月）

思文閣出版 税別九〇〇〇円

（日本学術振興会特別研究員P.D・関西学院大学）